11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

危険負担と引渡し

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：引渡し後に滅失したら代金は払うか

納品された商品が、買主の倉庫で検査を待っている間に、近くの火事の延焼で燃えてしまったとします。売主にも買主にも落ち度はありません。買主は代金を払わなければならないのでしょうか。売主は、もう一度納品しなければならないのでしょうか。

この問題は、どの時点で売主から買主に危険が移るかで決まります。本稿は、売買に固有の危険の移転時期（民法567条）と、それを契約でどう定めるかを扱います。危険負担そのもの（民法536条）は、別稿「危険負担と不可抗力」が扱います。

二　制度の枠組み（要点のみ）

1　危険負担の原則（民法536条）

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができます（注1）。売買でいえば、売主の引渡債務が履行できなくなれば、買主は代金の支払を拒めます。この「履行を拒むことができる」は、代金債務が消滅することを意味するのではなく、債務を消滅させるには契約を解除する必要があります（注2）。

2　売買における危険の移転（民法567条1項）

売主が買主に目的物を引き渡した後、その目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失・損傷したときは、買主は、その滅失・損傷を理由として、履行の追完、代金の減額、損害賠償、解除を請求できず、代金の支払を拒むこともできません（注3）。これは、目的物の滅失・損傷の危険の移転時期を引渡しの時とするものです（注4）。

この規定は、売買の目的として特定した目的物にだけ適用されます（注3）（注4）。種類物も、通常は特定して引き渡せば危険は移っています。ただし、種類物に特定が生じただけで危険が移るのか、引渡しまで要るのかについては、見解が分かれています（注4）。

3　受領遅滞の場合（同条2項）

売主が契約の内容に適合する目的物で引渡しの履行を提供したのに、買主がその受領を拒んだり受領できなかったりした場合は、その提供の時以後に生じた滅失・損傷についても、同じく買主が危険を負います（注5）。

4　567条は任意規定である

567条は危険の移転についての原則を明確にしたものですが、任意規定なので、契約書でこれと異なる時期を定めることができます（注6）。実務では、改正前から、契約書で引渡しの時に危険が移ると定めるものが多くありました（注7）。

三　契約実務への還元

1「引渡し」をどう定義するか

567条は「引渡し」の時に危険が移るとしていますが、継続的な売買の基本契約では、「引渡し」がいつかを契約で決めておかないと、移転時期が定まりません。商品が買主に納入されるまでは、買主は商品を支配できないので、売主が危険を負担することに合理性があります。商品の検収や代金の支払も終わり、名実ともに買主が商品を支配した後は、買主が危険を負担するのが当然です。問題は、その中間のどこに移転時期を置くかで、通常は納入時か検査終了時のいずれかとすることが多くあります（注8）。

移転の時点	輸送中の危険	検査待ちの間の危険	向いている立場
売主の工場・倉庫での出荷時	買主	買主	売主
買主の指定場所への納入時	売主	買主	売主
検査終了時（検収時）	売主	売主	買主

買主は、検査で不合格になって受け入れを拒むかもしれない商品について危険を負担することはできない、と主張することになります。売主は、商品を納入した時点で物理的な支配（占有）は買主に移っており、自分では危険をコントロールできないのに危険だけ負わされるのは妥当でないとして、納入時に危険が移ると主張することになります（注8）。

検収時に危険が移る定めにすると、検査期間の長さが、そのまま売主の危険を負う期間の長さになります。落としどころとしては、危険の移転を検査終了時にしつつ検収期間をできる限り短くする方法と、納入時に危険を移す代わりに長めの検収期間を認める方法があります（注8）。検査

期間の定め方は、別稿「納品・検査・検収」で扱いました。

商品を倉庫業者に寄託したまま、売主の発行する荷渡指図書を交付して引き渡す場合には、危険は、原則として出庫の時か、寄託者台帳の名義を買主に書き換えた時に移るとするのが実務の扱いです（注9）。

2　インコタームズとの関係

国際取引では、国際商業会議所（ICC）が定めた「インコタームズ」が、輸出入取引の定型的な取引条件の解釈に関する国際規則として使われています。規則ごとに、どこで引き渡し、費用と危険がどこで移るかが定められています。たとえばインコタームズ2020では、EXW（工場渡し）は輸出者の工場で輸入者に受け渡した後の危険を輸入者が負い、FCA（運送人渡し）は指定された場所で商品を運送人に渡すまでの危険を輸出者が負います。FOB（船上渡し）は、仕出地の港で本船に積み込んだ後の危険を輸入者が負います（注10）。

インコタームズの考え方は、引渡しの場所を決めれば危険の移転点も決まる、というものです。国内の取引基本契約でも、「引渡し」の場所と方法を書けば、危険の移転時期を決めたことになります。国際取引で使う場合は、どの版のインコタームズのどの規則かを契約書に明記します。

3　所有権の移転時期とずらしてよいか

所有権の移転時期と危険の移転時期は、別々に決められます。取引基本契約の雛形は、所有権を検収時に移すとしつつ、危険については、検収前の滅失・損傷は買主の責めに帰すべきものを除き売主が負担し、検収後は売主の責めに帰すべきものを除き買主が負担すると、別の項で定めています（注11）。

所有権を代金完済まで売主に留保する場合でも、危険は検収時に買主に移すのが通常の設計です。代金完済時に危険も移すことにすると、買主の倉庫にある商品の滅失のリスクを、商品を管理していない売主が負い続けることになります。所有権の移転時期は、別稿「所有権の移転時期」で扱いました。

4　危険負担の条項は、なくてもよいのか

567条が引渡し後の滅失・損傷について買主に危険が移ると定めたので、567条と536条のルールどおりでよいなら、契約書に危険負担の規定を設ける必要はないともいえます。それでも、引渡しまでは売主が危険を負担することをより明確にする意味があり、規定しても特段問題にはなりません（注9）。

二の1のとおり、536条による履行拒絶では代金債務は消滅しないので、債務を消滅させるには解除が必要です。そのため、買主の側から、危険負担の条項に「この場合、甲及び乙は、相手方に対して書面により通知して本契約を解除することができる」と加えておくことが考えられます（注12）。

本稿で扱わなかったこと

不可抗力条項との関係、役務提供型の契約での危険負担の特則は、別稿「危険負担と不可抗力」が扱います。

参考文献等

（注1）民法536条1項
（注2）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）56頁
（注3）民法567条1項
（注4）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための逐条解説　新債権法』（有斐閣、2021）525頁
（注5）民法567条2項
（注6）前掲注4・527頁
（注7）前掲注4・524頁
（注8）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）155～156頁
（注9）前掲注2・57頁
（注10）阿部博友『国際ビジネス法概論』（中央経済社、2022）54～55頁
（注11）前掲注2・24頁（雛形第5条）
（注12）前掲注8・154頁の買主側変更例。解除の必要については同156頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kiken-futan-hikiwatashi/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「危険負担と引渡し」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。